

まいづるパート II

令和5年度 No.3 校長室だより

通算No.21 (R5. 5. 2)

霧島市立国分小学校長

☆ 大型連休後の感染症対策について ☆

報道等でお聞きになっている方もいらっしゃると思いますが、5月8日から新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の**2類感染症から5類感染症**に移行することになりました。

この移行により、今後の対応が次のとおりになりましたので、よろしくお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」を基準とします。

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

- これまで家族の中に**風邪症状等で休む者がいる場合、他のきょうだい等も出席停止**になっていましたが、**その対応はなくなります**。（風邪症状等で休む児童については通常の病欠）
- 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこと**となり、出席停止の対象とする必要はないこととします。

※ 同居する家族などで、新型コロナウイルスの濃厚接触者となったとしても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。保護者から相談があれば出席停止で休むことができる。

- 保護者から**感染が不安で休ませたい**と相談があった児童については、その理由（基礎疾患の有無等）をお聞きし、合理的な説明がつけば、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、**欠席とはしません**。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことが望ましいですが、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、**軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することとはしません**。

- 今後も感染症（インフルエンザやコロナ、感染性胃腸炎等）を防ぐために、**うがい・手洗いや咳エチケット、適切な換気等の対策は継続**します。（検温表等の提出はなし）

- インフルエンザと同様に、学級内や学年、学校内でコロナ感染症が流行している状況がある場合は、**学級閉鎖等の対応をとる**ことがあります。



☆ 命を守る行動を！ ☆

先日、**交通教室**を実施しました。

これは毎年この時期に実施しているもので、新しい学年になって環境が変わったこともあり、交通安全の意識を高めさせることを目的としています。

国分小校区は、**大きい道も狭い道もあるうえに、交通量も多い**ですので、特に車には気を付けなければなりません。

左右の確認を確実に行うことが、自分の命を守ることになります。車とけんかしても勝てません。ぜひ、**周囲の確認をする**よう大人の皆さんからの声掛けをお願いいたします。（特に**飛び出し厳禁!**）

また、自転車の使用についても、**ヘルメットをかぶることや保険に入る**ことが条例で決まっていますので、対応をお願いいたします。

※ 明日からの**5連休**は、後半に天気が少し崩れる予報になっていますが、家族や少年団等で外出する機会もあろうかと思えます。**交通事故、危険な遊びなどが心配**です。また、校区内には**水路が多い**ですので、**近づかない**ようにお声掛けください。どうぞ、安全で楽しい連休にしてほしいと思えます。

